

1. 統計調査関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
(1) 科学技術研究調査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 科学技術研究調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査票の送付・回収(督促)、照会対応(記入指導等)に係る業務 【入札等の実施予定時期】 平成19年1月までに入札公告し、同年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成19年4月から12月までの9か月間 	総務省
(2) 科学技術研究調査以外の総務省所管の指定統計調査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性等を確保しつつ民間開放を推進することとし、監理委員会と連携して行っている検討状況を踏まえ、地方公共団体における民間開放に係る入札の実施を平成19年度から(同年度に実施されない指定統計調査については調査時期が到来次第順次)可能とするために必要な措置を講じる。 	総務省
(3) 統計調査の民間開放に向けた措置等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計調査の民間開放のための法的措置を平成19年通常国会において講じる等、実施のために必要な措置を講じる。 ○ 総務省における統計調査の民間開放の検討状況を踏まえ、総務省は、関係府省と連携して、統計調査の民間開放を促すためのガイドラインの改定を平成19年5月末までに措置する。各府省は、ガイドラインの改定作業と並行して、法に基づく対象業務とすることが適切な統計調査業務の洗い出しを含め、民間開放に向けた具体的方策について検討を行い、同年5月末までに結論を得る。 ○ 総務省は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき平成20年度から開始する予定のサービス産業動向調査(仮称)について、法の対象業務とすることも視野に入れて、民間開放についての検討を行い、19年5月末までに結論を得る。 ○ 農林水産省は、公務員総人件費改革の取組の一環としても民間開放を推進することとし、牛乳乳製品統計調査(指定統計調査)、生鮮食料品価格・販売動向調査(承認統計調査)等について平成20年度から法の対象業務とする方向で検討を行う。 	総務省及び関係府省
(4) (独) 統計センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ (独) 統計センターの実施している業務について、民間開放を推進する。具体的には、平成19年度に行われる(独) 統計センターの組織・業務の見直しに資するよう、① 符号格付業務の民間開放の具体化に向けた実証的な検証を同年度前半までに完了する、② 調査票の受付・整理、データ入力、符号格付以外の業務の民間開放に対する考え方を同年6月末までに整理する。これらについては、監理委員会と連携して、そのための具体的検討を行う。 	総務省

2. 登記関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
証明書交付等事務(乙号事務)	<p>○ 登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)について、原則としてすべての事務を、平成22年度までに官民競争入札又は民間競争入札の対象とする。このため、19年度中に、登記情報システム及び地図情報システムが導入されている登記所の一部を対象に、官民競争入札又は民間競争入札を実施し、20年度から落札者による事業を実施する。</p> <p>【措置に関する計画の策定】 上記措置を前提に、平成19年度に実施する入札等の対象範囲・実施予定時期、契約期間、入札等の対象登記所の数・所在地、20年度の拡大措置等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、19年8月末までに策定する。</p> <p>【法令の特例措置の整備】 上記措置を講じるため、平成19年通常国会において法を一部改正し、不動産登記法(平成16年法律第123号)等の特例規定を整備する。</p> <p>【平成20年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 官民競争入札又は民間競争入札の実施について、地図情報システムの全国展開に合わせて、順次、全国の乙号事務に専従している職員を有する登記所に拡大していく方向で検討する。</p>	内閣府及び法務省

3. 社会保険庁関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
国民年金保険料収納事業	<p>○ 国民年金保険料収納事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 社会保険事務所で実施している国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等の業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年6月までに入札公告し、同年10月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成19年10月から22年9月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国312箇所のうち95箇所の社会保険事務所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第33条に基づく国民年金法等の特例</p> <p>【平成20年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況を見つつ、将来的には、全国の社会保険事務所における国民年金保険料収納事業を民間競争入札の対象とする。</p>	厚生労働省

4. ハローワーク関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
(1)「人材銀行」事業	<p>○ 「人材銀行」事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ハローワークの施設である「人材銀行」で実施している管理職や専門・技術職に特化した無料の職業紹介サービス</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から22年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国12箇所のうち東京、神奈川、福岡の3箇所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第32条に基づく職業安定法の特例</p> <p>【平成20年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業について民間事業者が落札した場合には、民間事業者による運営状況(サービスの質や効率性等)を官が直接実施する他の「人材銀行」事業と比較しつつ、「人材銀行」の職業紹介事業に関する官民競争入札又は民間競争入札の対象の拡大を更に検討する。</p>	厚生労働省
(2)「キャリア交流プラザ」事業	<p>○ 「キャリア交流プラザ」事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ハローワークの施設である「キャリア交流プラザ」で実施している求職者(特に管理職経験者や技術者)に対する就職支援の業務(キャリア・コンサルティングの実施やセミナーの開催等)</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から22年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国15箇所のうち、北海道、埼玉、東京、愛知、京都、神奈川、新潟、福岡の8箇所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第32条に基づく職業安定法の特例</p> <p>【平成20年度以降の事業における対象範囲の拡大措置】 上記措置に基づく事業について、民間事業者による運営状況(サービスの質や効率性等)を官が直接実施する他の「キャリア交流プラザ」事業と比較しつつ、「キャリア交流プラザ」の就職支援事業に関する官民競争入札又は民間競争入札の対象の拡大を更に検討する。</p>	厚生労働省

(3) 求人開拓事業	<p>○ 「求人開拓」事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 雇用失業情勢の厳しい地域で求人を開拓する業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 毎年度ごとに、その時点での雇用失業情勢の悪い地域を対象とするため、単年度とする。</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 ①北海道旭川地域 ②青森東青地域 ③高知中央地域 ④福岡筑豊地域 ⑤長崎県北地域</p> <p>【平成20年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業について民間事業者が落札した場合には、民間事業者による運営状況(サービスの質や効率性等)を官が直接実施する他の「求人開拓」事業と比較しつつ、雇用失業情勢に応じ官民競争入札又は民間競争入札の対象の拡大を更に検討する。</p>	厚生労働省
------------	--	-------

5. 公物管理関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
都市公園の維持管理業務	<p>○ (財)公園緑地管理財団等に包括的に委託を行っている、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項第2号イに規定する公園(一の都府県を越えるような広域の見地から設置される国営公園。)の維持管理業務について、民間競争入札の対象事業とすることも視野に入れ、業務監督体制や競争入札に必要な維持管理水準の数値化等も含め、平成19年度に検討を行い、結論を得る。</p>	国土交通省

6. 独立行政法人の業務

事項名	措置の内容等	担当府省
<p>(1) (独)雇用・能力開発機構の設置・運営する「アビリティガーデン」における職業訓練事業</p>	<p>○ (独)雇用・能力開発機構の設置・運営する「アビリティガーデン」における職業訓練事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「アビリティガーデン」におけるホワイトカラー関連職種を対象とした職業訓練コースの開発及び職業訓練の実施に関する業務のうち、業界共通型の在職者訓練であって開発・試行実施終了後一定期間が経過した12コースのうち、6コース</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年4月から落札者による職業訓練事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から20年3月までの1年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)雇用・能力開発機構「アビリティガーデン(生涯職業能力開発促進センター)」(東京都)</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(2) (独)雇用・能力開発機構の設置・運営する「私のしごと館」における体験事業</p>	<p>○ (独)雇用・能力開発機構の設置・運営する「私のしごと館」における職業体験事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「私のしごと館」における適職の選択等、若年者のキャリア形成を支援するための職業体験事業のうち、業界団体や伝統工芸団体等の協力により実施している職種以外の5職種(「私のしごと館」自らが実施しているもの)に関する体験事業</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年4月から落札者による体験事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から22年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)雇用・能力開発機構「私のしごと館」(京都府)</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(3) (独)雇用・能力開発機構の設置・運営する職業能力開発促進センター事業</p>	<p>○ (独)雇用・能力開発機構の設置・運営する職業能力開発促進センター(全国62箇所)の行う業務について、特に在職者訓練のうち情報・通信系、居住系、管理・事務系等の訓練について、国が真に担う必要性につき精査し、真に必要性の認められるもの以外のものを廃止する。</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>(4)(独)国際交流基金の「関西国際センター」の日本語研修事業</p>	<p>○ (独)国際交流基金の「関西国際センター」の日本語研修事業について、プログラムの整理を行った上で設置予定の「在日外交官日本語研修」に関する実施業務を民間競争入札の対象とする。このため、平成19年度に民間競争入札を実施し、20年度から落札者による業務を実施する。</p> <p>【措置に関する計画の策定】 上記措置を前提に、平成19年度に実施する入札等の実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、同年5月末までに策定する。</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)国際交流基金の「関西国際センター」(大阪府)</p>	<p>外務省</p>
<p>(5)(独)国際交流基金の文化芸術交流事業</p>	<p>○ (独)国際交流基金の文化芸術交流事業のうち、基金が主催する国内映画祭の実施業務について、民間競争入札の対象とする。このため、平成20年度に民間競争入札を実施し、同年度から落札者による業務を実施する。</p> <p>【措置に関する計画の策定】 上記措置を前提に、平成20年度に実施する入札等の実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、同年5月末までに策定する。</p>	<p>外務省</p>
<p>(6)(独)国際交流基金の海外事務所の運営等業務</p>	<p>○ (独)国際交流基金の海外事務所(全19箇所)の管理・運営業務について、民間活力の活用等の措置により、一層の効率化を図る。</p>	<p>外務省</p>
<p>(7)(独)日本学生支援機構の「東京国際交流館」の「プラザ平成」運営等業務</p>	<p>○ (独)日本学生支援機構の「東京国際交流館」の「プラザ平成」について、「国際研究交流大学村」における産学連携の知的国際交流・情報発信の拠点としての位置づけを踏まえつつ、企画・管理・運営業務について、官民競争入札又は民間競争入札の対象とする。このため、平成19年度に官民競争入札又は民間競争入札を実施し、20年度から落札者による業務を実施する。</p> <p>【措置に関する計画の策定】 上記措置を前提に、平成19年度に実施する入札等の実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、同年5月末までに策定する。</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)日本学生支援機構「東京国際交流館」の「プラザ平成」(東京都)</p>	<p>文部科学省</p>
<p>(8)(独)日本学生支援機構の国際交流会館等の運営等業務</p>	<p>○ (独)日本学生支援機構の全国14箇所の国際交流会館のうち1館について、現在、(財)日本国際教育支援協会に委託している管理・運営業務を民間競争入札の対象とする。このため、平成19年度に民間競争入札を実施し、20年度から落札者による業務を実施するとともに、その成果を検証する。</p> <p>【措置に関する計画の策定】 上記措置を前提に、平成19年度に実施する入札等の実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、同年5月末までに策定する。</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)日本学生支援機構の「広島国際交流会館」(広島県)</p> <p>【平成20年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 官民競争入札又は民間競争入札の更なる実施について、今後行う民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する。</p>	<p>文部科学省</p>

<p>(9) (独) 国立大学財務・経営センターの「キャンパス・イノベーションセンター」の運営等業務</p>	<p>○ (独) 国立大学財務・経営センターの「キャンパス・イノベーションセンター」の管理・運営業務については、機能の明確化の観点から、これを廃止する。</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独) 国立大学財務・経営センターの全国2箇所の「キャンパス・イノベーションセンター」(東京都及び大阪府)</p>	<p>文部科学省</p>
<p>(10) (独) 科学技術振興機構の「日本科学未来館」の運営等業務</p>	<p>○ (独) 科学技術振興機構の「日本科学未来館」の企画・管理・運営業務について、平成19年度から一般競争入札による包括的な民間委託を実施する予定であるが、その実施状況も見極めつつ、当該民間委託が効率的・効果的な運営ではないと判断される場合には、民間競争入札の対象とすることも含めて改めて検討する。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>(11) (独) 情報処理推進機構の情報処理技術者試験事業</p>	<p>○ 情報処理技術者試験事業を実施している(独)情報処理推進機構の地方支部については、平成19年度に全国9地方支部のうち2地方支部(四国及び沖縄)を廃止する。その他の地方支部については、個々の地方支部ごとに費用対効果を分析し、必要性等を検討した上で、試験の安定実施に支障を来すおそれがないことを確認できたときは、次期中期目標期間終了時まで廃止等の見直しを行う。</p> <p>○ 香川県及び沖縄県において、上記2地方支部が実施している試験会場の確保及び運営業務について、平成19年度に民間競争入札を実施し、20年度から落札者による業務を実施する。</p> <p>○ 上記落札者により実施する業務全般の評価を踏まえ、試験の安定実施に支障を来すおそれがないときは、経済産業省産業構造審議会における情報処理技術者試験制度の見直しの結果を踏まえつつ、平成20年度以降、監理委員会と連携しながら民間競争入札の活用を検討する。</p> <p>【措置に関する計画の策定】 上記措置を前提に、平成19年度に実施する入札等の実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、19年5月末までに策定する。</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(12) 独立行政法人関連業務への官民競争入札等の活用に関する検討</p>	<p>○ 上記以外の独立行政法人関連業務についても、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、官民競争入札又は民間競争入札を活用することにつき、検討を行う。</p>	<p>内閣府及び関係府省</p>

7. 窓口関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
(1)車庫証明関係の窓口業務	○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)関係の各種申請の受付業務及び同法に係る車庫証明等の各種文書の引渡業務に関し、各地方公共団体の判断に基づき民間事業者へ委託できることを明確にするために必要な措置を、平成18年度中に講じる。	警察庁
(2)旅券関係の窓口業務	○ 旅券法(昭和26年法律第267号)で規定する地方公共団体が実施する旅券業務に関し、各地方公共団体の判断に基づき民間事業者へ委託できることが明確にされたことを踏まえ、その旨、インターネットその他適切な方法により公表・周知する。	内閣府及び外務省
(3)国民健康保険関係の窓口業務	○ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)関係の一定の各種届出・申請の受付業務及び各種文書の引渡業務について、各地方公共団体の判断に基づき民間事業者へ委託できることを明確にするために必要な措置を、監理委員会と密接に連携しつつ、平成18年度中に講じる。	厚生労働省
(4)介護保険関係の窓口業務	○ 介護保険法(平成9年法律第123号)関係の要介護認定申請書等の受付及び引渡業務について、各地方公共団体の判断に基づく民間事業者への委託が円滑かつ適切に実施できるよう、監理委員会と密接に連携しつつ、平成19年度中に必要な措置を講じる。	厚生労働省

8. 徴収関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
(1)地方税徴収業務に関する措置	○ 地方税の徴収業務について、平成18年度中に先進的な取り組み事例を地方公共団体に周知するなど、ノウハウを有する民間事業者の更なる活用を推進する。	総務省
(2)国民健康保険料等の徴収業務に関する措置	○ 地方公共団体において実施する国民健康保険料等の徴収業務のうち、電話、文書、滞納者宅への訪問による自主的納付の勧奨について、各地方公共団体の判断に基づく民間事業者への委託が円滑かつ適切に実施できるようにするため、平成18年度中に必要な措置を講じる。	厚生労働省
(3)公金の徴収業務に係る民間事業者の活用の在り方の検討	○ 公金の徴収業務に係る民間事業者の活用の在り方について、早急に検討する。	内閣府及び関係府省

9. その他

事項名	措置の内容等	担当府省
(1)地方公共団体が実施する業務への官民競争入札等の活用に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が実施する業務については、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、法に基づく官民競争入札等を活用することにつき、検討を行う。 	内閣府及び関係府省
(2)その他官民競争入札等に向けた取組等	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで提出された民間事業者等からの提案のうち、実現できていないものについても、引き続き、法に基づく廃止又は官民競争入札若しくは民間競争入札の対象とすることにつき、検討を行う。 ○ 国立大学法人については独立行政法人制度と別途の制度を創設した趣旨、文化芸術や科学技術については長期的かつ継続的な観点に立った対応が重要であることを踏まえ、各業務の特性に配慮し、法に規定する手続に従い、慎重かつ適切に対応する。 	内閣府及び関係府省